

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 太田 正美

1 日 時

令和6年3月19日（火） 午後2時30分から
午後5時21分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

太田正美、井上明夫、宮成公一郎、三浦正臣、高橋肇、原田孝司、戸高賢史

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

吉村哲彦、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 三村一 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第10号議案、第11号議案及び第39号議案から第44号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第19号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 盛土規制法について、トンネル工事に関する報告について及び令和5年6月30日からの梅雨前線豪雨災害対応の進捗状況についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 羽田野正洋
政策調査課調査広報班 主幹 河野幸代

土木建築委員会次第

日時：令和6年3月19日（火）14：30～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

14：30～16：20

(1) 合議議案件の審査

第 19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
(付託委員会：総務企画委員会)

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 令和6年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
第 10号議案 令和6年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
第 11号議案 令和6年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算
第 39号議案 令和6年度における土木事業に要する経費の市町村負担について
第 40号議案 工事請負契約の締結について
第 41号議案 工事請負契約の締結について
第 42号議案 大分県道路占用料徴収条例の一部改正について
第 43号議案 工事請負契約の締結について
第 44号議案 大分県建築基準法施行条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

①盛土規制法について
②大分県厚生年金住宅貸与条例の廃止について
③建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画の変更について
④大分県高齢者居住安定確保計画の変更について
⑤トンネル工事に関する報告について
⑥令和5年6月30日からの梅雨前線豪雨災害対応の進捗状況について

(4) その他

3 協議事項

16：20～16：30

(1) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

太田委員長 ただいまから土木建築委員会を開きます。

本日は委員外議員として吉村議員、堤議員に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

まず審査に先立ち、執行部から発言したい旨の申出があったので、これを許します。

三村土木建築部長 まずは太田委員長、大事なく本当に安心しました。本当に御無理されないようお願いします。

さて、今年度多分最後になると思いますが、土木建築部からは、合議議案件の審査として大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、また、付託案件の審査として令和6年度一般会計予算など3件の予算議案、加えて6件の予算外議案について説明します。また、トンネル工事に関する報告など計6件報告します。

どうか慎重に御審査の上、御賛同いただきますよう、よろしく願います。

太田委員長 それでは、審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案9件及び総務企画委員会から合議のあった議案1件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより土木建築部関係の審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合議があった議案について審査を行います。第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

都瑠建築住宅課長 第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正のうち建築関係法律事務の手数料等の改正について説明します。土木建築委員会資料2ページ上部の1背景を御覧ください。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエ

ネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年6月に公布され、その中で建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正されます。

続いて、2法改正の概要を御覧ください。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正されることに伴い、法律の目的に建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進が追加されたことから、法律名称において記載のとおり向上等とされたものです。

続いて、3条例改正の概要を御覧ください。

都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の関係事務にて引用している法律名称を同様に変更するものです。

4施行期日は、改正法の施行日である令和6年4月1日としています。

藤内公園・生活排水課長 第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正のうちハーモニーパーク第3駐車場の使用料改正について説明します。資料3ページ上部の1背景を御覧ください。

県営都市公園ハーモニーパークには、右下の図にあるとおり第1から第3の駐車場があり、主にハーモニーランドの来園者が使用している第1、第2駐車場は株式会社サンリオエンターテイメントが管理しており、フリーゾーンに近い第3駐車場は県が管理し、大分県使用料及び手数料条例にて料金を定めています。

料金については、平成3年の供用開始から1日1台300円、消費税増税後は310円で据え置いてきましたが、昨今の労務単価の上昇等により維持管理費が駐車場収入を上回っている状況です。

このため、受益者負担の観点から駐車場料金を適正額に改定する必要が生じました。

続いて、2改正概要を御覧ください。

今後の年間管理経費見込みと年間入場台数見込みから1台当たりの使用料を算出し、その結

果から現行1日1台310円の駐車料金を500円に改定するものです。

条例改正にあわせて、株式会社サンリオエンターテイメントが管理する第1、2駐車場についても500円に改定する予定です。

3施行期日は、令和6年4月1日です。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

戸高委員 エネルギーの消費性能の法律は性能表示というか、何か表示をするんですか。

それと対象となるのは、建築物は4月1日から、これから新築の確認申請を行ったものなのか。

都瑠建築住宅課長 法律全体としては消費性能表示の推進という項目もあって、新築等の建築物において消費性能がどのくらいあるかという表示制度の創設もあります。

また、再生設備の導入促進ということで、太陽光発電設備は太陽熱利用設備等の促進を図るための法律が改正されたところで、県の条例のもこの法律名があったので、国が等の言葉を付けたのに合わせて県の条例についても等を付けています。

戸高委員 では基本的には、業務の中身は変わっていないですか。

都瑠建築住宅課長 そうですね。新たに追加された形になります。性能表示の創設とか新たに再生設備の導入促進のために規制の緩和とか、どちらかという、省エネ設備の導入のために規制緩和されたのが今回の法律です。（「分かりました」と言う者あり）

高橋委員 ハーモニーパークの第3駐車場の年間の維持管理費、年間管理経費、1,360万円と出ていますが、何にこんなお金がかかっているか。何にかかると言っては悪いですが。

藤内公園・生活排水課長 警備、清掃、植栽の関係、それから電気代等です。

高橋委員 分かりました。ありがとうございます。

単に駐車場の下のアスファルトじゃないけど、それだけの問題じゃなくて、ほかのあちこちに

かかるということですね。了解しました。

三浦委員 ハーモニーパークの関係ですが、第3駐車場の一番下に止めると、上がっていくまでかなり坂道が急なんです。当然家族連れで行かれると。これは県と株式会社サンリオエンターテイメントの管理なので、ちょっとその辺を打ち合せて、終わって帰る分はいいですが、行くまでかなりの距離をずっと上っていかないといけないので、その辺検討していただければと思います。よろしくお願いします。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

堤委員外議員 2万7千台は見込みだよ。どういう算定方法ですか。

藤内公園・生活排水課長 これは令和4年度の台数で見積りしています。（「昨年度の台数はいくらですか」と言う者あり）令和4年度の台数2万7,144台です。

堤委員外議員 それで単年で2万7千台、ということは今現在で、結局コロナの関係が出てくるから、これからまた増える可能性もあるわけでしょう。そこら辺は何か台数の変動、300円から500円だから、第1も第2も一緒だろう。そういう点では高いと思うけど、そこら辺はどうですか。

藤内公園・生活排水課長 今、令和4年度の積算をしていますが、令和2年度から令和3年度はコロナ禍で、駐車台数が少なかったため管理費が1台当たり3千円を超えた時期もありました。平成30年度でいくと443円、令和元年度434円ということで、コロナ禍前と比べると現在の維持管理費は上昇しています。

特に近隣施設の城島高原パークは、昨年令和5年4月に300円から500円に改定しており、県外のテーマパークでも、ハウステンボスは1台当たり1日千円、グリーンランドが今年の3月1日から500円から800円に改定しているので、ほかの県とか県内を見ても適正ではないかと考えています。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第1号議案令和6年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

三村土木建築部長 それでは、第1号議案令和6年度大分県一般会計当初予算の土木建築部関係の総括的な内容について説明します。先日の予算特別委員会での説明と重複する部分もありますが、御了承願います。資料の4ページを御覧ください。

令和6年度当初予算説明資料（土木建築部）です。まず1歳出予算の表、左端の区分欄、一般会計の中ほど、黄色で色付けした計欄を御覧ください。

赤字で囲っていますが、土木建築部の当初予算額は986億7,861万4千円を計上しています。表の右端の欄本年度7月現計予算額と比べた伸び率ですが、率にして2.0%の増となっています。

次に、水色で色付けした内訳の欄を御覧ください。

内訳欄の一番上、公共事業の当初予算額は681億7,233万円で、本年度7月現計予算額に比べ、率にして3.8%の増となっています。これは、本年度に発生した令和5年梅雨前線豪雨災害に係る災害復旧経費の増額が主な理由です。

続いて内訳欄の一番下、非公共事業の当初予算額は305億628万4千円で、本年度7月現計予算額に比べ、率にして1.8%の減とな

っています。これは主に県有建築物防災対策推進事業で実施している総合文化センターの吊り天井耐震化工事に係る費用の減などによるものです。

次に、表の左端の区分欄特別会計を御覧ください。

まず1番目の大分県公債管理特別会計については、当初予算額として4億1,546万円、その下臨海工業地帯建設事業特別会計については20億2,507万3千円、その下港湾施設整備事業特別会計については57億4,825万5千円を計上しています。

続いて、下の表2債務負担行為を御覧ください。

一般会計で34件364億9,426万円、港湾施設整備事業特別会計で2件18億円の限度額設定をお願いしています。

以上で令和6年度当初予算関係の総括的な説明を終わります。詳細は関係課長から説明しますが、先日の予算特別委員会でも御説明した事業は説明を省略するので御了承願います。

中川土木建築企画課長 土木建築部関係の債務負担行為について説明します。資料の5ページを御覧ください。

土木建築部は一般会計で34件、港湾施設整備事業特別会計で2件、計36件の債務負担行為があります。そのうち主なものについて説明します。

1 一般会計の左側の表を御覧ください。

6番、県道三重新殿線道路改良事業ですが、牟礼前田工区の橋梁上部工事に伴い31億6千万円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

次に、右側の表を御覧ください。

31番、庄の原佐野線街路改良事業ですが、下郡工区、下郡・明野工区の橋梁工事などに伴い93億7,700万円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

次に34番、県有建築物防災対策推進事業ですが、別府国際コンベンションセンターの吊り天井耐震化工事に伴い15億8,081万7千円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

そのほか規模の大きな工事等において、年度をまたいだ適切な工期で発注し、施工時期の平準化を図るため債務負担行為の設定をお願いするものです。

続いて、土木建築企画課関係の歳出予算のうち主なものについて、令和6年度土木建築部予算概要抜粋版により説明します。資料の6ページを御覧ください。

事業名欄の一番下、建設産業構造改善・人材育成支援事業費の6年度当初予算額の欄を御覧ください。

予算額は1,680万円です。本事業は、建設産業における人材確保や生産性向上を図るため、建設労働者の就労環境改善の支援や各種メディアを活用した魅力発信を行うものです。

中村建設政策課長 建設政策課関係の歳出予算のうち主なものについて説明します。資料の7ページを御覧ください。

上から2番目の建設産業DX推進事業費ですが、予算額は3,360万3千円です。本事業は、建設産業の生産性向上を図るため、ICT活用工事に取り組む建設業者に対し支援するほか、建設業者向けの実践的な研修の開催等を実施するものです。

続いて、その下の共生のまち整備事業費ですが、予算額は8千万円です。本事業は、高齢者や障がい者など全ての県民が自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるように県が設置又は管理する公共施設のバリアフリー化を実施するものです。

新田用地対策課長 用地対策課関係の歳出予算のうち主なものについて説明します。資料の8ページを御覧ください。

上から4番目の公共用地先行取得事業費ですが、予算額は10億円です。本事業は、公共事業において緊急に用地買収が必要となった場合に機動的に対応するため、大分県土地開発公社が先行取得により事業用地を確保するための貸付金としてあらかじめ確保しているものです。

瀬戸道路建設課長 道路建設課関係の歳出予算のうち主なものについて説明します。資料の9ページを御覧ください。

道路橋梁調査費ですが、予算額は9,267万9千円です。本事業は、国庫補助事業の事業採択に向けた道路線形及びルート検討等に必要な調査並びにその他道路整備及び維持管理に必要な調査などを行うものです。

次に、資料の10ページを御覧ください。

一番下の(公)国直轄道路事業負担金ですが、予算額は30億2,981万円です。本事業は、国土交通省が直轄管理する一般国道等の改築事業及び交通安全事業等に対する負担金です。

亀山道路保全課長 道路保全課関係の歳出予算のうち主なものについて説明します。資料の11ページを御覧ください。

上から5番目の(単)身近な道改善事業費ですが、予算額は8億円です。本事業は、住民生活に密着した道路の利便性、安全性を低コストかつ短期間で向上させるため、路肩の拡幅や簡易歩道整備などの小規模な改良や通学路安全対策を実施するものです。

次に、資料の12ページを御覧ください。

上から2番目の(公)交通安全事業費ですが、予算額は23億2,372万1千円です。本事業は、児童・生徒や高齢者等が安心して歩行できる道路空間を整備するため、歩道の設置や路肩の拡幅等を行うとともに、災害に強い道路機能を確保するため無電柱化を実施するものです。

続いて、その下の(公)道路防災事業費ですが、予算額13億641万2千円です。本事業は、道路ネットワークの保全及び利用者の安全を確保するため、防災拠点等を結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策を重点的に行うものです。

石和河川課長 河川課関係の歳出予算のうち主なものについて説明します。資料の13ページを御覧ください。

上から2番目の(単)河川海岸改良事業費ですが、予算額は9億2,500万円です。本事業は、県管理河川の治水能力を確保するため、護岸等の局所的な改修や維持・修繕工事を実施するものです。

続いて、一番下の(公)河川災害関連事業費ですが、予算額は2億3,600万円です。本

事業は、令和5年梅雨前線による大雨災害により被災した日田市小野川において、再度の災害発生を防止するため、河積拡大などの改良工事を災害復旧事業と一体的に実施するものです。

次に、資料の14ページを御覧ください。

上から3番目の(公)災害復旧事業費ですが、予算額は108億8,432万2千円です。本事業は、被災した道路、河川などの公共土木施設の原形復旧を行うものです。過年災害復旧費46億6,432万2千円については、令和5年梅雨前線豪雨災害などの過年災害に係る復旧事業を実施します。現年災害復旧費62億2千万円については、令和6年度に新たに災害が発生した際に迅速に対応できるよう、あらかじめ予算を計上しているものです。

次に、資料の15ページを御覧ください。

上から3番目の河川施設災害防止緊急対策事業費ですが、予算額は20億5千万円です。本事業は、災害に対して強靱な県土をつくり県民の安全を確保するため、国庫補助事業の対象とならない中小河川の河床掘削や堤防嵩上げ、樹木伐採等を実施するものです。

多田港湾課長 港湾課関係の歳出予算のうち主なものについて説明します。資料の16ページを御覧ください。

ポートセールス推進加速化事業費ですが、予算額は2,821万5千円です。本事業は、大分港大在地区をはじめとした県内港の活性化を図るため、利用促進・集荷推進対策などのポートセールスに取り組むものです。

次に、資料の17ページを御覧ください。

上から3番目の(公)津波危機管理対策緊急事業費ですが、予算額は1億2,390万円です。本事業は、津波・高潮対策として既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能を確保するため、守江港海岸など3海岸において海岸保全施設の整備等を実施するものです。

次に、資料の18ページを御覧ください。

上から4番目の(公)地方港湾改修事業費ですが、予算額は11億4,345万円です。本事業は、各港湾の特性をいかした地域産業の振興を促進するため、臼杵港など5港の地方港湾

において岸壁、防波堤等の整備を実施するものです。

続いて、一番下の(公)国直轄港湾事業負担金ですが、予算額は3億432万5千円です。本事業は、国が実施する別府港など3港の岸壁・防波堤等の整備に対する負担金です。

森崎砂防課長 砂防課関係の歳出予算のうち主なものについて説明します。資料の19ページを御覧ください。

上から5番目の土砂災害情報周知啓発推進事業費ですが、予算額は1,900万円です。本事業は、土砂災害のおそれのある砂防指定地等の情報をインターネットで公開する整備を進めるとともに、引き続き土砂災害の危険性等を発信する啓発活動を行うものです。また、土砂災害警戒区域等に指定された地区について、市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成に要する経費に対して助成します。

続いて、その二つ下の(単)急傾斜地崩壊対策事業費ですが、予算額は8億円です。本事業は、豪雨による崖崩れ等から住民の命と暮らしを守るため、国庫補助の対象とならない急傾斜地の擁壁工や法面对策工を実施するとともに、市町村が実施する人家5戸未満の急傾斜地崩壊対策事業に対して助成を行うものです。

次に、資料の20ページを御覧ください。

上から2番目の(公)火山砂防事業費ですが、予算額は8億1,041万1千円です。本事業は、頻発する土砂災害から住民の命と暮らしを守るため、火山地域にて土石流等のおそれのある下長岩屋第1川など29か所において、砂防堰堤などの整備や流木対策を実施するものです。

秋月都市・まちづくり推進課長 都市・まちづくり推進課関係の歳出予算のうち主なものについて説明します。資料の21ページを御覧ください。

上から2番目の広域景観エリア魅力発信事業費ですが、予算額は403万8千円です。本事業は、良好な景観を保全・形成するため、景観への関心を高めてもらうシンポジウムの開催、地域学習会等で活用する景観ハンドブックの作成を行い、住み慣れた地域に対する景観意識の

形成や愛着の醸成に取り組むものです。

次に、資料の22ページを御覧ください。

上から3番目の(単)街路改良事業費ですが、予算額は3億3,227万円です。本事業は、豊後大野市の駅前高市線など都市計画道路8路線の整備を促進するものです。

藤内公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係の歳出予算のうち主なものについて説明します。資料の23ページを御覧ください。

上から3番目の大分スポーツ公園等管理運営事業費ですが、予算額は5億5,731万8千円です。本事業は、大分スポーツ公園及び高尾山自然公園の指定管理者管理運営委託などに要する経費です。

続いて、その下の県営都市公園施設整備事業費ですが、予算額は3,623万2千円です。本事業は、大分スポーツ公園や大洲総合運動公園など都市公園の維持補修に要する経費です。

続いて、その下の(公)県営都市公園長寿命化等対策事業費ですが、予算額は2億7,262万5千円です。本事業は、県営都市公園の老朽化に伴い、施設の安全性確保や延命化を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき施設の更新などを行うものです。加えて、生活行動の変化を受けて利用者ニーズが高まった広場や屋外施設の安心・安全対策として、高尾山自然公園において子どもや障がい者など誰もが快適に利用できる施設となるよう周辺園路の整備等を実施します。

都瑠建築住宅課長 建築住宅課関係の歳出予算のうち主なものについて説明します。資料の24ページを御覧ください。

一番上の特定建築物等耐震対策促進事業費ですが、予算額は9,540万2千円です。本事業は、耐震診断が義務付けられた5千平方メートル以上のホテルや旅館などの特定建築物の耐震化を促進するため、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事を支援する市町村に対し助成するものです。

大谷公営住宅室長 公営住宅室関係の歳出予算のうち主なものについて説明します。資料の25ページを御覧ください。

一番上の県営住宅等管理対策事業費ですが、予算額は5億8,068万2千円です。本事業は、住宅の入退去や使用料の収納業務といった管理代行者への業務委託、住宅に係る計画的な修繕などに要する経費です。

次に、資料の26ページを御覧ください。

上から2番目の(公)県営住宅建設事業費ですが、予算額は6億3,252万円です。本事業は、利用者に低廉な家賃で良質な住宅を供給するため、狭小で設備が老朽化している住宅の建て替え等を行うものです。令和6年度は県営明野住宅において全5棟のうち1棟目の工事に着手するなど、着実に住環境の整備を進めていきます。

桑田施設整備課長 施設整備課関係の歳出予算のうち主なものについて説明します。資料の27ページを御覧ください。

一番上の県有建築物防災対策推進事業費ですが、予算額は7億1,614万3千円です。本事業は、地震による県有施設の天井脱落を防止するため、吊り天井耐震化に係る工事を実施するものです。令和6年度は、主に別府国際コンベンションセンターの耐震化工事を進めていきます。

続いて、その下の県有建築物脱炭素化調査事業費ですが、予算額は658万9千円です。本事業は、脱炭素化を推進するため、県有施設における省エネ・創エネの効果的手法を調査するものです。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

原田委員 大変お世話になります。抜粋ではなく予算概要40ページの河川課の洪水時危機管理体制強化事業についてお尋ねします。

これは注意とか避難とか危険と書いた水位表示マークを設置し、水位の上昇を視覚化して早期の避難を促すとあって、とてもいいなと思いました。

やはり河川の近隣に住む人の危機感、離れている人以上のものがあると感じています。ただ多くの方がよく言っていますが、川の水がた

くさんになっているのは分かるが、危険性がよく分からない、いつ避難したらいいのか分からない。もちろん早めの避難は必要ですが、そういった意味で、避難が必要だということを視覚的に見るのはいいなと思いました。ただ、逆にこういう分かりやすいものがあると見に行ってしまうがちになりますよね。私もいけないとは分かりながら、だからネットで河川カメラが出ていますよね。それと合わせた形での表示が大事ななと思いました。そういった設置場所について考え方をお聞かせください。

石和河川課長 正に委員のおっしゃるとおり、実は県内151か所にカメラと水位計を設置しています。今回に関して、その中で水位周知河川と言われるもので、さきほど言われたように危険とか、そういう数値が入っているものの箇所は79か所になります。そこに出てきます。さきほど言われたように、カメラが見えるように水位表と一緒にやろうと考えているので、委員のお考えのとおり、カメラを見ながら現場に行かずともそれを見て判断できるような仕組みを、今後3年間で79か所整備していきたいと思っています。

高橋委員 7ページの建設産業DX推進事業費、もしかしたら見当違いの話をするかもしれません。

この前テレビで、リモコンで建設機器を動かすというのがあったんですね。つまり今後、自治体の人の数が減る中で、そういう現場に行かなくても多数の機械を一度に扱えるという感じで、そういう研究をやっているとテレビで報道があったんですね。

この建設産業DX推進事業費は、そういうことも含めた何か予算ということになりますか。

中村建設政策課長 この事業ではICTの建設機械の補助をやっていますが、これはマシンガイダンスといって、作業員の補助をするシステムになっています。その機械が大体後付けで通常のバックホーに付けますが、200万円から450万円ぐらいの幅があって、事業費の最大2分の1、上限100万円を補助しています。

今おっしゃったのはリモートセンシングによ

る自律化施工で、国土交通省の秋田県成瀬ダムにおいて実証実験をやっています。東京から秋田の現場を操作することもできる、そんなことも今トライしているということで、我々もしっかりアンテナを張って注視しています。

高橋委員 そういう技術の革新といいますか、どんどん進んでいるなと思うので、またそういう機器を導入してやっていこうという建設会社等々があったら、県としてもしっかりとバックアップしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

三浦委員 1点、27ページ、県有建築物脱炭素化調査事業費、これから脱炭素化に向けての取組がとても重要だなという認識なので、少し詳しく教えていただきたいと思います。

桑田施設整備課長 カーボンニュートラルを目標にしていて、建築物のCO2の排出量が国全体で30%を占めると言われています。議会等で最近質疑もよくなされていますが、建物ごとにエネルギーの収支をゼロにしようというZEB化を進めていて、現在、宇佐の総合庁舎でZEB化の改修をやっています。

それを既存の県営建築物に次々に効率的に実行するために、あらかじめ調査をして、この建物についてどのような改修をすればZEB化が可能となるか。ZEB化というのは、一つはエネルギー消費を少なくするための断熱化とか設備の効率化とか更新とか、そういうものが一つあります。もう一つは創エネです。主に現在は太陽光発電ぐらいしか選択肢はありませんが、創エネがどの程度建物に付けられるか、若しくは敷地を利用して設置できるか、消費量に見合う創エネがどれぐらいできるかをあらかじめシミュレーションして、それを調査し、それから改修につなげていこうと。

改修ですから今後長く使う建物を対象にしていて、来年度3施設ぐらいを調査する事業です。

三浦委員 課長おっしゃるように、省エネ、創エネ——正に太陽光ということで、ZEB化はとても大事なので進めていただくとともに、蓄エネも踏まえ、是非しっかりと検討していただきたいと思うので、よろしくお願いします。

宮成委員 2、3点お願いします。

1点目、債務負担行為のところから。今日、別府国際コンベンションセンターの吊り天井の話が出ました。そういった同様のコマンド施工と言うか、工事が必要な施設について、今年度はという言い方をされたかと思いますが、吊り天井のような施設はほかにあるのかを1点。

それから小さな話になるかもしれませんが、いろんな道路に関する事業が予定されていて、国道442号が防災事業で挙がっていました。法面崩壊や落石対策で名前が挙がっていましたが、あの道路は結構線形不良で幅員が狭小な路線になります。今、竹田市長が熊本県側の国道442号の改良を熊本県にすごく求めている、瀬の本からぐるぐる上がるところ、そういったことを求めていると。

一方大分市側では、宗方ら辺も大きな工事が動いていると。そうした中で、真ん中の豊後大野市の朝地から大分市境の辺りは本当になかなか狭い道といった中で、そういった改良の予定は特に今のところないのだろうとは思いますが、今回の予算が全体として2%増ということでした。ただ、いろんな労務費が上がって、資材費が上がって2%程度だったら、実は数年前に計画していた道路の改良とかは果たせないんじゃないかと思いますが、そこらあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

桑田施設整備課長 吊り天井について説明します。

今回お願いしているビーコンプラザ、別府国際コンベンションセンターですが、吊り天井対策の必要がある部屋が三つあります。楕円形のレセプションホール。それから、アリーナ。体育館のような、比較的イベント場のような部屋があります。それから、玄関ホールといいますか、ホワイエと呼んでいます。玄関から入って高い天井があって、その三つの部分を順次やっていく事業になりますが、実は過去にもずっとこの事業をやっていて、今把握している中ではこのビーコンプラザが最後の建物になると考えています。

これまでに看護科学大学や工科短大、それか

ら今やっている総合文化センター。県庁舎では正庁ホールの建物を軽量化、落ちて大丈夫なように布のような軽量の天井で改修しています。

このようなことをこれまで12施設をやっており、今回は最後の事業となっています。

瀬戸道路建設課長 道路の関係についてお答えします。

まず、国道442号の関係ですが、委員おっしゃるとおり、今宗方で改良事業を実施しているところで、市境の部分に関しては抜本的な改良事業は難しい状況ですが、これまでもやってきています。来年度からも引き続き局所的な形で見通しの悪い区間の部分的な改良を進めていく形で対応する予定です。

中村建設政策課長 労務費等の上昇、本当に大切な御指摘で、我々もなかなか頭を抱えているところです。

御指摘のように、労務費それから資材価格の高騰の状況下では、より一層事業の選択と集中を徹底して、創意工夫しながら事業を推進することが大切だと思っています。

例えば道路の草刈りは、張りコンクリートを施工して草刈り面積を減少させる工夫をしたり、道路の改良事業もなかなか用地が取得できないケースも多く、そういうときは違う箇所を予算流用したりしてその事業を進捗するようなこともしています。

いずれにしても、事業への影響が生じないよう我々としてもしっかり取り組んでいきたいと思えます。

御指摘のように、今デフレからインフレに変わろうとしています。今の予算が十分かと言われるとそういうことはなくて、県下の公共事業、まだまだ道半ばです。我々としても国にしっかり予算を要望していきますが、是非委員の皆様にもお力添えをよろしくお願いいたします。

宮成委員 今の最後の話ですが、今長期計画を策定中ですよ。そうした中で、令和6年度を計画の終期とする大分県長期道路整備計画がありますが、事業費の労務単価や資材費が高まっていく中、どこかで見直すと思いますが、終期との関係で、どんな感じで今後見直す予定か教

えていただければと思います。

瀬戸道路建設課長 道路の関係で言うと、中長期計画としておいたの道構想を定めていて、委員御指摘のとおり令和6年度までの計画となっています。

今現在、県庁全体として長期計画の見直し作業を進めていますが、道路の長期計画に関しても来年度末頃に改定できるよう進めています。

宮成委員 ありがとうございます。来年度末、1年後ということですか。

あわせて先般、建設業法とか入札契約適正化法ですか、改正の動きが出たのかな。施行はということでしょうか、そういった中で、法改正の主眼が、処遇改善や労務費へのしわ寄せの防止、働き方改革など広く捉えた法改正だと思います。ただ、全部そんな法改正のことは、今巷間でささやかれているし、議会の中でも皆さんから質疑が出ていますが、どのタイミングで法改正の内容を、県の「黒本」とか今あるんですかね、そういったものに取り込んでいくのか、どういうタイミングでしていくのかちょっと疑問に感じているので、もし分かれば教えてください。

中川土木建築企画課長 委員おっしゃった建設業法、入札契約適正化法の改正ですが、3月8日に閣議決定をされて今国会に諮られるところ聞いています。

改正がなされたら、公共工事については公共工事入札管理室長からありますが、民間に際しては関連協会などを通してパンフレットで速やかに周知を図ろうと考えています。

清永公共工事入札管理室長 「黒本」についての話がありました。

この本は、公共工事の請負契約に関する内容を整理して公共事業発注のときに共有、また市町村にも情報提供しています。

その中で、管理技術者制度マニュアル——これは国土交通省が定めたものを再度県に周知する流れになっています。その中で管理技術者等の兼任、そういったものも緩和していこうという動きが今回の法改正で見込まれているので、動きが出次第、速やかに県としても普及啓発に

努めていくようにしています。

三村土木建築部長 さきほどの長期計画の件で少しだけ補足をします。

今日は県全体の長期計画を御審査していただいている、来週また委員の皆様方には御説明しますが、それにぶら下げる形で土木建築部の長期計画もつくりまします。少しタイムラグがありますが、県の長期計画の状況をにらみながら、道路の長期計画をつくりまします。特に、その中でもさらに枝分かれして計画性を持ってやらなければいけないものが道路の長期計画ということで、段階といいますか、部としては県の長期計画を基にしっかりと方針を定めていく流れになるので、またその時期になったら御審査いただくこととなります。

宮成委員 ありがとうございます。

こういったハード整備というのは本当に計画性が大事だと思います。ただ今の状況が、せっかく考えていた数字が自分の手の届かないいろんなところで変わっていくので、なかなか目標を下げないといけなくなるんじゃないかと危惧しています。そうならないよう、しかも県全体の予算を見ながら本当に難しい話だと思いますが、引き続き頑張っていただければと思っています。

原田委員 今出た長期計画は前に出た土木未来（ときめき）プランの改定という意味ですか。（「そうです」と言う者あり）

戸高委員 さきほどの予算概要41ページの大野川の復旧の改良ですが、もう1回教えてください。完了時期は、一応めどはどのぐらいになっていますか。

それともう一つ、まちづくりの分で景観ハンドブックですか、これは予算特別委員会が出たのかもしれませんが、すみませんちょっと覚えていなくて、これは何か地域対象を絞った形か、どういうものか教えてください。

石和河川課長 大野川の改良ですが、後ほど少し説明しようと思いましたが、簡単に言うと令和7年度を目指しています。今年度採択されたので5、6、7年度末を目指してやっている事業です。

秋月都市・まちづくり推進課長 ハンドブックは今年度作成します。対象とするエリアですが、景観を一体的に見る形で広域景観を考えていて、県内七つのエリアを今設定しようとしています。

具体的に言うと北の方から周防灘エリア、周防灘海岸ですね。それから六郷満山、別府湾、筑後川水系、日田玖珠ですね。それからやまなみハイウェイ、豊肥では祖母傾の自然公園。最後に臼杵と佐伯の海岸、日豊海岸で七つのエリアを設定して、その後エリアのうちから令和6年度は二つを選定してシンポジウムを開催し、景観意識の醸成を図りたいと考えています。

井上副委員長 今景観の話が出たので。筑後川の話も出ましたが、日田市でいえば三隈川沿いで国道386号は県管理ですね。いろんな樹木が茂って、大型車なんか来ると通りづらいし、景観が悪いから伐採してもらいたいという要望が地元から出たときに、交通の支障になるのは割とすぐ対応しますが、景観に関してはちょっとみたいなことをよく言われるんですよ。今景観という話も出ていますが、今後はそういうケースで景観のことも配慮するというか、そういう流れになっていくということでしょうか。

亀山道路保全課長 道路で景観に配慮した取組も実際やっています。それはどこでもここでもというわけではないですが、例えば今回デザインキャンペーンがありますが、その景観に資する場所の選定をやっています。

あとは防災関係で事前伐採もやっています。そういうところは予算が限られているので、選定しながら対応を行っています。

井上副委員長 地元が気付いたところをどんどん出せば、ひょっとするとできるかもしれないということですね。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

堤委員外議員 一つは、急傾斜地の県単の8億円。これは県営と市町村営がありますが、大体予算規模的には6.2億円と1.8億円、件数がどういう状況なのかな。これは市町村の場合

には結構多いですが、予算が決まっているからアップパーになってしまうが、その件数を少し教えてください。

それと、臨海工業地帯建設事業特別会計の財産収入が10億円で繰入金も10億円、公債に20億円という流れになっていますが、売却代金は、繰入金10億円と売却10億円、あと公債、借金を払っていくらぐらいになるかというところを少し教えてください。

森崎砂防課長 市町村の急傾斜地の関係で質疑をいただきました。

市町村急傾斜事業については、県内18市町村ありますが、事業数としてはおおむね毎年40か所程度で推移しています。

一応こちらは市町村からの要望に基づいて、要望箇所全てに取りあえず予算の配付ができている状況で、今後もこの40件程度で推移していくのではないかなと考えています。

多田港湾課長 臨海工業地帯建設事業特別会計について質疑をいただきました。

売却の10億円というのが6号C-2地区、埠頭用地や港湾関連用地に所管替えしており、それを港湾施設整備事業特別会計から土地の売却代として約10億円を臨海工業地帯建設事業特別会計に分割して支払う、要は臨海工業地帯建設事業特別会計の収入になっています。

支出は公債費という形で、また約10億円支払っているところです。

堤委員外議員 公債費で20億円、その残債はどのくらいあるのか、それが一つ。

それと、さきほど市町村営で40か所というけど、これは市町村が上げるものは基本的には余分に上げないわけですか。

結局、件数と予算は決まっているから、大体これぐらいでという形で上げるけど、では地元から上がってくる実際の要望は結構多いのかなと。それは精査するけど、そういった意味からすると、この市町村営はもう少し予算を増やすべきじゃないのかなと思いますが、この1.8億円というのは上がってこれぐらいか、それともずっと平均でこれぐらいという数字なのか、その二つ。

予算の増額が出たついでに言いますが、公営住宅の関係でいろんな要求が出るわけ。出ます、いかんせん予算がない。今空き戸数が多いでしょう。結局退去修繕だったりができないわけですね、入居させたりもね。退去修繕ができないから入居にもかけられない、つまり募集ができないわけ。それは予算との関係があるわけやな。だからそういう点からすると、退去修繕する、しないは公営住宅室が結構考えて決めています、そういう退去修繕をちゃんとすることによって募集の機会を増やすことが大事だと思います。もう少し県営住宅の予算を増やすべきと思いますが、そこら辺はどうなのか、考え方として。

多田港湾課長 お答えします。

臨海工業地帯建設事業特別会計の公債費が令和6年度で20億円ですが、令和6年度で元金約20億円を返済した後、残債は約10億円です。

森崎砂防課長 市町村営の急傾斜地のことについて御質疑を改めていただきました。

当然、市町村からは非常に多くの要望が寄せられていますが、市町村は技術職員の数にも限界があるということで、我々の予算に対して市町村自体がなかなか対応し切れない状況もあります。

しかし、今年度は市町村営事業1億8千万円を予算計上していますが、実は令和元年度は予算8千万円で組んでいました。それは令和2年に議会の御了解いただいて、1億3千万円に増やして、さらに令和3年度に1億8千万円という形で、できる限り市町村の要求に応えられるような予算の増額もあわせて取り組んでいる状況です。

大谷公営住宅室長 今、委員から御指摘がありました。

確かに予算が潤沢にあるわけではないので、選択と集中といいますか、管理代行してもらっている住宅供給公社ともいろいろ協議しながらやっている状況です。

なお、修繕前募集ということも今やってはいけません。事前に募集をかけ、手が挙がってくれば

そこを修繕する、そして入居していただく方法も取ってはいますが、それも余り応募者がいない状況にもあるので、さらにその辺も含めて検討していければとは思っています。

吉村委員外議員 1点だけ伺います。

県営明野住宅の建て替えが来年度からとの話がありました。当然今から引っ越し等もスタートすると思いますが、その進捗や設計を含め、準備がどういった状況にあるのかを聞ければと思います。

大谷公営住宅室長 昨年10月に契約をして、今年度から令和11年度まで随時進めていきます。契約締結後に説明会を開催し、まず2棟建て替えることを入居者に説明したところです。

来年度入ってすぐにその2棟を解体するので、入居者には仮移転していただく予定で説明しました。あとは今後、建築できれば移転を順次繰り返しながら、丁寧に説明しつつ令和11年度まで進めていきたいと考えています。

吉村委員外議員 ありがとうございます。

非常に丁寧に説明いただいているようで、地域の皆さんからも感謝の言葉をたくさんいただいています。

また引っ越し等に関しても、出るときと入るときと、多少フォローしてもらえるようでありがたいという声もたくさんありました。

高齢者が多い地域ですので、準備期間もしっかり丁寧にとってやっていただければと思います。県営住宅に住んでいる方は高齢者が多いですが、地域には小学校も三つ、また中学校もあります。実際工事が始まったら正に通学路内の工事になると思うので、安全管理もしっかり目を光らせていただければと思います。

県営明野住宅が建て替わることで、ほかの地域からうちはいつ建て替わるんだという声もあるので、期待したいと思います。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案令和6年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

多田港湾課長 第10号議案令和6年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について説明します。資料の28ページを御覧ください。

表の一番左、区分欄の上から2番目です。予算額は、表の左から2番目、予算額（A）欄にある20億2,507万3千円で、令和5年度7月現計予算に比べ、率にして102.4%の増となっています。これは主に起債の元利償還金の増によるものです。歳入の主な内訳は予算額（A）欄の二つ右、財産収入として土地利用計画の変更に伴う臨海工業地帯建設事業特別会計から港湾特会への土地の所属換えなどによる収入が10億1,896万5千円、その右、減債基金からの繰入金が10億600万8千円です。

次に、資料の29ページを御覧ください。

歳出は表の一番左、事業名欄の一番上の6号地事業費ですが、予算額は355万円です。本事業は、6号地に係る維持管理等に要する経費です。

次にその下の公債費ですが、予算額は20億2,152万3千円です。本事業は、6号地造成に伴う起債の元利償還金です。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案令和6年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

多田港湾課長 第11号議案令和6年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について説明します。資料28ページを御覧ください。

表の一番左、区分欄の上から3番目です。予算額は、表の左から2番目、予算額（A）欄にある57億4,825万5千円で、令和5年度7月現計予算に比べ、率にして3.6%の増となっています。

これは主に大分港大在地区の護岸の整備、佐伯港女島地区の埠頭用地拡張などの増によるものです。

歳入の主な内訳ですが、予算額（A）欄の右、使用料及手数料として附属地や野積場などの使用料が13億3,061万5千円、さらにその五つ右、県債として港湾施設建設事業債の借入れが42億4,300万円です。

次に、30ページを御覧ください。

歳出は表の一番左、事業名欄の一番上、港湾施設管理費ですが、予算額は2億7,579万6千円です。本事業は、上屋や野積場などの港湾施設の管理に要する経費です。その下、大分港大在コンテナターミナル管理運営事業費の7,862万4千円及びその下の別府港北浜ヨットハーバー管理運営事業費1,052万3千円は、指定管理者への委託料などに要する経費です。

次に一番下の公債費ですが、予算額は7億934万3千円です。本事業は、港湾施設整備事業に伴う起債の元利償還金です。

次に、31ページを御覧ください。

港湾機能施設整備事業費ですが、予算額は45億5,351万5千円です。本事業は、大分港など6港の埠頭用地の造成などを実施するものです。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第39号議案令和6年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

中川土木建築企画課長 第39号議案令和6年度における土木事業に要する経費の市町村負担について説明します。資料32ページの1提案内容を御覧ください。

令和6年度における土木事業に要する経費の一部に充てるため、地方財政法等の規定により市町村の負担割合を定めることについて議決を求めるものです。

2令和6年度負担割合は令和5年度と変更ありません。なお、各事業の負担割合については事前に関係市町村の同意をいただいています。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第40号議案及び第41号議案工事請負契約の締結については関連があるので、一括して執行部の説明を求めます。

瀬戸道路建設課長 第40号議案及び第41号議案工事請負契約の締結2件について説明します。資料の33ページ、上段左側位置図を御覧ください。

両議案は、中津市山国町守実から日田市大字三和までの間で整備を進めている一般国道212号日田山国道路に係る工事請負契約の締結についてです。

今回議会の承認をお願いする工事は、資料下段の事業平面図に赤字で旗上げしている1号トンネル本坑（1工区）及び1号トンネル本坑（2工区）の2件です。

資料上段右側を御覧ください。

第40号議案（仮称）1号トンネル工事（1工区）の工事内容は、トンネル延長1,332メートル、総幅員10.5メートルのトンネル工事で、契約金額は62億5,269万2,600円、工期は契約締結日の翌日から令和9年10月29日となっており、総合評価方式による入札の結果、清水建設株式会社九州支店、河津建設株式会社、小田開発工業株式会社の3者から構成される清水・河津・小田開発工業特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

続いて、第41号議案（仮称）1号トンネル工事（2工区）の工事内容は、トンネル延長1,520メートル、総幅員10.5メートルのトンネル工事で、契約金額は69億7,285万4,064円、工期は契約締結日の翌日から令和9年10月29日となっており、総合評価方式による入札の結果、株式会社安藤・間九州支店、徳倉建設株式会社九州支店、株式会社センコー企画の3者から構成される安藤ハザマ・徳倉建設・センコー企画特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

井上副委員長 日田山国道路の件、後から例の避難坑の湧水について説明があるようですが、本坑工事の契約を締結するとのことで、議案説

明のときも締結して工事を始めるまでに半年ぐらいかかるとのことでした。

ただ、避難坑の湧水により井戸水等に影響が出ている地域では、今避難坑の工事を止めていますよね。解決するか分からないですが、そちらの話が解決して、いろんな県の対応に住民の皆さんが納得し、そして避難坑の工事の続きを始めましょうとなるまでは、予定としては工事には取りかからないということでしょうか。

瀬戸道路建設課長 委員御指摘の避難坑について日田市側と中津市側の両側から掘削していますが、日田市側の工事については住民対応があるので一旦中断している状況です。

今回お諮りしている本坑の工事についても、日田市側と中津市側の両方から掘る形で、2件の工事で進めていく予定です。

日田市側に関しては、この本坑工事についても当然避難坑の状況を踏まえて進めていくように考えているので、準備はしつつも、実際トンネルを掘るところは当然避難坑の状況を踏まえて対応することを考えています。

井上副委員長 そういう予定ならいいですが、ものすごく飲み水に関わることなので住民の皆さんも非常にナーバスになっているし、いつの間にか本坑工事が始まったとなると避難坑の工事も両方進まなくなる可能性もあるので、是非その辺は慎重にお願いします。

今回は避難坑を掘って湧水が出ていますが、本坑を掘った場合は、避難坑の工事である程度水脈に当たって今の状態になっているので、本坑で新たな湧水が出る可能性はどうなんですか。避難坑でこのあたりをある程度掘っているのに、本坑を掘ったら余計たくさん湧水が出だしてしまわないだろうかという声も聞きましたが、実際、土の中のことなのでよく分からないでしょうけど。

瀬戸道路建設課長 現在、避難坑を先に掘削しているところはさきほど申したとおりで、避難坑の方がトンネルの口径が小さいものになっています。

避難坑を先行して着手したのは、周りの調査というか試験的にやっっていく意味合いも込めて

いて、実際掘ってみて水が出たことを我々も把握できたという状況です。

その状況を踏まえ、本坑の掘削をどのようにやっていくか、改めてしっかり考えて進めていくように考えています。

避難坑で水が出ている分、本坑の方で水が出なくなる可能性は高まっていると考えていますが、だからといって必ず本坑で水が出ないとも限らないと。そこは委員がおっしゃったとおり、土の中のことなので詳細に把握することは極めて困難なため、確実に出ないとは言えないですが、水が出る量だとか、その可能性が低くなっているのではないかと考えるのが一つ。

もう一つは、仮に本坑のトンネルで水が出たとして、避難坑と基本的には地下水面は共通しているのではないかと考えているので、避難坑で行ったような地元への対応ができていれば、本坑を掘削して仮にトンネル内に水が出た場合でも、周辺住民への影響は余り出ないのではないかと考えています。

井上副委員長 慎重な対応をよろしくお願いします。

宮成委員 一応確認ですが、それぞれ入札に参加したのは何社ずつぐらいいましたか。

瀬戸道路建設課長 今詳細な情報を持ち合わせてなくて、大体10社、詳細な情報はまた後ほど説明します。

宮成委員 最低価格の入札者が落札者になって、総合評価方式ですよ。そこら辺はどうでしたか。

瀬戸道路建設課長 当然技術提案の点を加味して決定しているんで、必ずしも応札金額が最低価格ではありません。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第40号議案工事請負契約の締結について採決します。本案は、原案のとおり可決す

べきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第41号議案工事請負契約の締結について採決します。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第42号議案大分県道路占用料徴収条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

亀山道路保全課長 第42号議案大分県道路占用料徴収条例の一部改正について説明します。資料の34ページを御覧ください。

本条例は、道路法第39条の規定に基づき道路占用料の額などを定めたものです。これまで3年ごとに見直しを行っており、今般、社会経済情勢の変動などに対応するため本条例の一部改正を行うものです。

今回は3点の改正があります。まず、資料左側の中段を御覧ください。

1点目は占用料単価の改定です。道路占用料については、令和5年4月に国の道路占用料が改定されたところ。国の改定を受けて本県で採用している九州ブロック統一単価も国に準じて改定されたことから、今回改正を行うものです。

続いて、資料左側の下段を御覧ください。

2点目は所在地区分の改定です。級地区分については国が土地の価格や人口規模を勘案して定めており、全国の市町村を第1級地から第5級地の五つに区分しています。今回、地価の評価替え等により資料下線部の宇佐市が第4級地から第5級地へ変更になったことに伴い、改正を行うものです。

続いて、資料右側の中段を御覧ください。

3点目は占用物件の新設です。令和3年9月25日に道路法施行令が改正され、占用物件の区分として新たに防災拠点自動車駐車場に設ける施設等に関する項目が設けられたことに伴い、本条例においても占用物件の区分を新設するも

のです。防災拠点自動車駐車場とは、広域的な災害応急対策を迅速に実施するため、地域防災計画等に位置付けられた道の駅等の自動車駐車場について国土交通大臣が指定したものです。県管理道路関係では、道の駅ゆふいん、道の駅あさじが該当します。防災拠点自動車駐車場に指定されると、災害時の防災拠点としての利用以外を禁止・制限することが可能となるほか、災害時に有用な施設等の占用基準が緩和される効果があります。

なお今回の改正に伴い、占用料全体としては年間約1億9千万円から約527万円減少する見込みです。

施行期日は、資料右側下段のとおり令和6年4月1日としています。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第43号議案工事請負契約の締結について執行部の説明を求めます。

秋月都市・まちづくり推進課長 第43号議案工事請負契約の締結について説明します。資料の35ページを御覧ください。

本議案は、左上の位置図において赤で着色した都市計画道路、庄の原佐野線の下郡工区のうち、JR豊肥本線をまたぐ橋梁上部工に係る工事請負契約の締結についてです。

その下の事業の目的にあるとおり、本事業は交通渋滞の緩和、地域連携の強化、防災機能の向上を目的として整備を進めており、右側の完成イメージのように下郡バイパスやJR豊肥本

線と立体交差する高架橋を整備していきます。
このうち本工事は、下段の事業区間全体図において赤で着色した上部工の製作を行うものです。

続いて、資料の36ページを御覧ください。

工事の内容について説明します。本工事は、左上の完成イメージにおいて赤で着色した、JR豊肥本線の線路をまたぐ橋長54メートルの上部工を製作するものです。桁の架設については来年度以降、鉄道管理者に委託する予定としています。

左下の工事内容にあるとおり、契約金額5億3,090万260円で、工期は契約締結の日の翌日から起算して720日間、入札の結果により三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社大分営業所と工事契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

堤委員外議員 今の事業、図を見て、結局下郡工区をやるでしょう。米良橋と合流する、ちょうどサッカー場のところかな、左にいと津留とか明野の横を抜ける道があるね。あそこがむちゃくちゃ混むよね。そこら辺の対策は何か。要は明野から下りてくる道は多分これに分散されるでしょう。下りは関係ないもんね、こっちの方に来られないからな。

だから、その直線、米良バイパスの加納の交差点のところまでの直線、あそこからの対策があるのかな。いつもここは多いよ。

秋月都市・まちづくり推進課長 御質疑ありました今の下郡バイパスは、宗麟大橋から米良バイパスまでの区間に高架橋を確保して、米良バイパスから県道大分臼杵線の明野南交差点までを今年度から下郡明野工区として整備を始めました。その先についても、現在下郡明野工区の整備状況を勘案しながら、どういう整備がいいか検討している状況です。

堤委員外議員 ちょっと聞き方が悪かったかな。

米良バイパスの直線コースを私が聞きよるのは、新しい道路じゃなくて。結局明野に抜けるでしょう、今度のバイパスはね。バイパスというか、庄の原佐野線が明野に抜けます。だから明野の方に抜けることはいいですよ、そういうふうに流れるのは。ただ今度は、上から下りてくる旧道とかを抜けて帆秋病院の前を通ってくる道とか、あと結局それが米良バイパスの大分臼杵線になるから、バイパスに流れてくるわけ。分かるかな。

バイパスのところは、あそこがむちゃくちゃ混みます。だから、この黄色のところの対策はあるのかなというのが前から気になっていたから、そこら辺はどうですか。

秋月都市・まちづくり推進課長 今現在その対策は考えていないですが、このバイパスができることによって、大分臼杵線自体の交通が全部転換します。私がさきほど言った下郡明野南交差点からつながれば、大分臼杵線に乗っている交通がほとんど全て庄の原佐野線に転換することによって、大分臼杵線の交通量が減ると我々は見込んでいるので、渋滞がなくなることはありませんが緩和すると思っています。

原田委員 今くぐるようになっていきますよね。あの道は将来的にはそのまま残しますか。

秋月都市・まちづくり推進課長 残りますが、使うのは高架橋を使って交通が流れるのと、あとは近隣の方々は下の道路を通る形になります。

吉村委員外議員 1点要望です。

さきほど課長から、東交差点の先も検討していると話をいただきました。間違いなく明野までつながれば、私も地元なのですがスムーズになると思います。当然、明野東交差点から先が細いままで、そこは何かしらの検討をしっかりといただく必要があるかなと思っているので、是非検討を進めていただければと思います。要望です。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第44号議案大分県建築基準法施行条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

都瑠建築住宅課長 第44号議案大分県建築基準法施行条例の一部改正について説明します。資料の37ページ、資料上部1背景を御覧ください。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年6月に公布され、その中で建築基準法が改正されます。

続いて、2法改正の概要を御覧ください。

火災時に損傷を許容する主要構造部の規定が創設されました。現状、大規模な建築物や共同住宅などの不特定多数が使用する用途の建築物では、耐火建築物とすることが求められており、全ての主要構造部を耐火構造としなければなりません。

次に改正内容として、木材利用の促進を図るため、主要構造部が火災時の損傷を許容する部分と火災時の損傷を許容しない特定主要構造部の二つに分けられました。効果として火災時の損傷を許容する部分を木造化することが可能となります。

続いて、3条例改正の概要を御覧ください。

現状、階数3以上などの一定規模以上の長屋は、条例において全ての主要構造部を耐火構造としなければなりません。

改正内容としては、長屋に関しても法と同様に主要構造部を二つに区分するものです。効果として、主要構造部の火災時の損傷を許容する部分を木造化することが可能となります。

4 施行期日は改正法の施行日である令和6年4月1日としています。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませ

んか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

秋月都市・まちづくり推進課長 盛土規制法について報告します。資料の38ページを御覧ください。

まず、左上の(1)法律の改正です。詳細は昨年5月の初常任委員会で説明しているので割愛しますが、昨年5月に盛土規制法が施行されました。

次に、その下(2)今年度の取組です。

まず一つ目として、規制区域や執行体制、許認可事務の検討を進めてきました。二つ目として、盛土に関する情報を一元的に管理するシステムを検討し、今月中にシステム構築業務に着手します。三つ目として、関係部局や市町村と連携・情報共有を図るとともに、隣接する福岡県や熊本県、宮崎県とも協議してきました。

次に、その下(3)スケジュールです。法律の欄を御覧ください。

旧法の規制区域がある大分市と別府市は、経過措置期間2年のうちに、新法による規制区域を指定する必要があります。

次に表の中段、基礎調査を御覧ください。

当初、オレンジの線で示す令和5年度と6年度の2年間で規制区域の検討を行う予定でしたが、令和4年度補正予算や令和5年度予算が確保できたことから、実施の赤線で示すとおり今年度中に全市町村の検討を終えることができる見込みとなりました。

このため、その下の規制運用ですが、当初青の線で示す別府市ほか7市町は令和7年度から、

黄色の線で示す中津市ほか8市町村は8年度から規制運用を開始する予定でしたが、関係部局や市町村、隣接県と協議を重ねた結果、赤の線で示すとおり令和7年度から全市町村において規制運用を開始する運びとなりました。なお、規制運用開始後も、既存盛土の現地調査を継続して実施していく必要があるため、引き続き予算確保に努めます。

今後も国や他県の情報を精査しつつ、先進県の事例も参考にしながら、令和7年度からの盛土規制法の運用開始に向け取組を進めていきます。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑等もないので、次に②の報告をお願いします。

大谷公営住宅室長 大分県厚生年金住宅貸与条例の廃止について報告します。資料の39ページを御覧ください。

本条例は福祉保健部が所管しているため廃止議案についても福祉保健部から上程することとなりますが、本条例において建設に関わる手続を土木建築部が担ってきたことから、土木建築部に関わる部分について報告します。

1 条例の概要ですが、本条例は県が厚生年金保険積立金を原資として中小規模の事業所の住宅を建設し、事業主に対して当該住宅を賃貸するために必要な事項を定めたものです。

2 廃止の理由ですが、住宅環境の整備が進み所期の目的が達成されたこと等から条例を廃止するものです。

3 制度の経緯・概要です。制度の運用期間及び利用事業者は記載のとおりですが、平成9年度までに賃貸料の償還は完了しています。また、本制度のフローは(2)に示すとおり、土木建築部では主に④住宅建設をはじめ、⑧地上権設定の抹消登記並びに住宅所有権の移転登記まで

の手続を所管してきました。

次に4条例廃止に至る経過ですが、さきほど述べた④から⑧までの手続のうち、表の赤枠に示す管理台帳上確認できない物件が地上権設定抹消登記で23件、所有権移転登記で25件あったので改めて謄本を取得するとともに、固定資産税の徴収状況等を調査した結果、令和5年11月に全物件について抹消・移転済であると判断しました。関連資料により判断した物件について、万一、条例廃止後に事業主から請求があった場合でも、5経過措置を設けた上で廃止するものです。施行日は、公布の日とする旨を聞いています。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑等もないので、次に③の報告をお願いします。

中川土木建築企画課長 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画の変更について報告します。資料の40ページを御覧ください。

本計画は、1計画策定の趣旨等の(2)にある建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づく国の基本計画に準拠して策定しています。12月の第4回定例会の常任委員会で計画の素案を報告しましたが、その後パブリックコメントを実施し、1名から、5推進体制にある推進協議会の実態について透明性を確保するため、その規約等を公表すべきとの御意見をいただきました。これは計画の変更が必要となるものではないので、推進協議会において素案をそのまま成案とすることで了解いただいたことを報告します。なお、6スケジュールの右から2番目にあるように、変更計画は本常任委員会での報告後、御意見のあった規約等とあわせて3月中にホームページで公表するとともに、建設業者を対象とした研修会等を活用

して周知を図っていきます。今後とも関係機関と連携し、計画を推進していきます。

なお、計画の成案をSide Books（サイドブックス）の土木建築委員会のフォルダに格納しているので、後ほど御覧ください。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

堤委員外議員 ちょっと聞かせて。

40ページの3基本方針の1番、適正な請負代金の額を設定と書いているけど、最近いろいろ日産とかマツダとか問題になっているね、下請代金の問題でね。あれは結局、検査官が全国的に少なくてなかなか立入検査できてないけど、大分県では仮にそういう事例があった場合、これに基づいて立入調査ができるの。

中川土木建築企画課長 立入調査等の権限はこの計画には盛り込んではいません。

堤委員外議員 じゃ、どうする。

中川土木建築企画課長 正直申しまして、この計画に沿って周知を図って、請負代金の額とか法定福利費等が適正に本体の受注者から下請に対してきちんと流れるように標準見積書等を各業界が作成しているので、そういうものを活用して請負代金とかをきちんと流していただけるように指導しています。

戸高委員 大分県独自と書いている下のところですか、推進事項に積極的な魅力発信による担い手確保と書いてある。これはビルド大分とかですか。

中川土木建築企画課長 そうです。ビルド大分などもあるし、女性活躍も同時に行っています。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、次に④の報告をお願いします。

都瑠建築住宅課長 大分県高齢者居住安定確保計画の変更について御報告します。資料の41ページを御覧ください。

本計画は、1計画の位置付けの図の中央、黄色で着色した大分県住生活基本計画に基づく個別計画として平成25年に策定し、平成30年及び令和2年に一部見直しを行っています。

12月の第4回定例会の常任委員会で計画の素案を報告しましたが、その後1月9日から2月8日までパブリックコメントを行い、1件の意見提出がありました。この意見については本計画の方針に賛同することでした。これも踏まえて、本計画は3月末に公表予定です。

なお、計画の素案をSide Booksの土木建築委員会のフォルダに格納しているので、後ほど御覧ください。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑等もないので、次に⑤の報告をお願いします。

瀬戸道路建設課長 トンネル工事に関する事項について2点御報告します。

まず、これまでの常任委員会でも状況を御報告していた、日田山国道路で施工中の1号トンネル避難坑工事における周辺地域の井戸の水位低下についてです。

資料42ページ左上の位置図を御覧ください。

1号トンネル避難坑は中津市側と日田市側の両側から掘削を進めており、このうち日田市側については湧水量が多く、伏木地区や小河内地区において井戸の水位低下が広く見られている状況です。

右側の状況写真のように昨年4月25日の突発湧水の発生により工事を中断していましたが、対策工法の検討や周辺地域の住民への説明を行うとともに、応急給水できる体制を1戸1戸整えた上で8月28日に工事を再開し、掘削を進めていました。しかし水位低下の影響範囲が広がり、住民から要望があったことから、12月27日に再度工事を中断しています。

住民からは工事が完了した後ではなく先に代替井戸を掘ってほしいと要望があったため、現在、取水に支障が出ている井戸から順に代替井戸の掘削を進めているところです。

今後も地域の方の不安を払拭できるよう住民がつくる協議会と対話を重ねながら、1戸1戸丁寧に対応し、工事再開に向けて環境を整えていきます。なお中津市側については、水位低下は見られるものの、上水道が整備されていることから大きな支障は生じていませんが、引き続き状況を注視しながら丁寧に対応します。

続いて、令和6年2月15日に発生した佐伯市の国道217号（仮称）西幡トンネル工事における事故について報告します。資料43ページ右側の事故概要を御覧ください。

事故は、発破掘削のための火薬を掘削面に装填する作業中に発生しました。火薬を装填済みの20孔のうち1孔が暴発し、正面にいた作業員1名が負傷しました。負傷者は命に別状はありませんが、現在も入院中です。事故の原因については、経済産業省九州産業保安監督部などによる現地調査及び実証実験の結果、火薬を装填するための穴を岩盤に機械で開ける作業において、通常の約5倍の時間を要したため予期できない摩擦熱が発生して暴発したものと推定されています。

今後、温度計測等の再発防止策を講じ、関係機関の了承を得られれば作業を再開したいと考えています。今回の事故を踏まえ、改めてトンネル工事における安全対策の徹底を図っていきます。

さきほど御質疑いただいた本坑工事の落札の関係をここで御説明させていただきますが、入札への参加者は中津市で12社、日田市で11社でした。落札者については、技術提案いただいて総合評価をしていますけれども、結果的には入札金額が一番安いところが両方とも落札しています。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

井上副委員長 また日田山国道路のことですが、

42ページの位置図で右下に説明がありますが、水位低下予想範囲というのは黄緑で囲っている範囲ということですね。この範囲に関しては事前の調査をしましたが、今回は予想外のピンク色の場所で水位低下が発生したということだと思います。これまでの大体この範囲というのは、いろんな地形を見ながら決めたのだと思いますが、ちょっと予想外のところに影響を及ぼしたということで、5号トンネルは既に貫通していますが、この後の2号、3号及び4号トンネルは今からです。その場合、今回のことを考えて調査範囲を考え直すとかいったことも予定しているのでしょうか。

瀬戸道路建設課長 委員御指摘のとおり、中津日田道路の日田山国道路については、2号から4号トンネルはこれからの施工となっています。その際、委員のおっしゃるとおり、1号トンネルでの状況を踏まえて必要な点検をしっかりと行って、必要な調査があったら追加で行うという形で対応したいと考えています。

井上副委員長 こういうことが起きている後なので、是非慎重によりしくお願いします。

戸高委員 代替の井戸は全部でいくつ掘っていますか。それで、例えば工事をこのまま完了したとして、その後の井戸の管理はどうするのか。また、この井戸は動力を使っているのか。その辺だけ。

瀬戸道路建設課長 まず数ですが、現在影響が出ている範囲ということで、北側で言うと大体50前後です。その中でしっかりと状況を見ながら、必要な箇所に代替の井戸を掘っていく形で対応したいと考えています。

井戸については、整備・掘削をして稼働するようになった後は基本的に住民の方々に管理していただくことはなると考えています。くみ上げる際にはポンプを使うので、電気などの動力を使ってくみ上げる形になります。

戸高委員 電気代は管理する住民負担という形になるのか。

瀬戸道路建設課長 基本的には補償をさせていただくものがあるので、一定程度、こちらの方で電気代も含めて補償させていただくと。（「

補償期間」と言う者あり) 補償期間については、個別個別になってくるので、状況を見て……

新田用地対策課長 生活用水にかかる場合は、負担分は30年間をめぐりとして補償することになると思います。上限30年間です。生活用水については30年間。

井上副委員長 ちょっと関連ですが、この前の伏木で行った説明会のときにやはりその話が出て、結局この避難坑より低い位置までポンプを下げることを皆求めているんですよ。この伏木という場所がもともと高台にあるので200メートルとか掘らなきゃいけなくなりますが、そうすると当然電気料も高くなるので、その差額を事前に計算してまとめて支払うような説明があったと思います。それは、年数は30年が上限だけ違うという話でしたが、事前に支払うと確か説明がありました。それが例えば10年分先に差額を支払ったとして、10年経ってもまだ影響が出るときはその後の分まで追加で支払う形になるのでしょうか。

新田用地対策課長 基本的には全ての機能回復の工事が終わった後、用地補償費として金銭を支払うことになろうかと思います。そのため事前ではなく、工事完了後、その機能が回復する補償をさせていただくと。補償基準上はそこから起算して30年になるかと思います。

井上副委員長 確か説明会では、一応工事が完了した後でしょうけど、今かかっている井戸の電気料と深く掘ったときの電気料の差額を計算して、まとめて10年分とか払うような話だったんですよ。

新田用地対策課長 もちろん、機能回復——例えばポンプも耐用年数を見て、おおむね30年間の大体このぐらいの期間を負担増分として補償するという補償方法が決まれば、そのときに支払うことになるかと思います。

井上副委員長 ただ、その10年分と思っても10年経ってみたら、結局井戸水の電気料が上がるのはずっと長く続くわけですよ。だから、それが30年分は補償できるということになりますか。

新田用地対策課長 維持費負担の年数に関して

は、公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理要領に定められていて、生活用水は30年をめぐりとして支払う。

30年というのは居住者が住宅の所有者である場合、大体40歳以上で持家を持って住むということで、30年間を上限として計算させていただくと。もちろんその差額になるので、既存ポンプの耐用年数から割り出した増加分を補償することになるだろうと思います。

瀬戸道路建設課長 委員のおっしゃっており、費用を算定して30年なら30年、20年なら20年分を一括してお渡しして補償するという形になるのが基本となっています。

太田委員長 私からもお尋ねします。

西幡トンネルは再開の見通しとか、もう一つ、推定原因が穿孔作業の摩擦熱による装填した火薬の暴発とありますが、基本的に穿孔した後は何時間か置くとか、火薬を入れるときの穴の温度を測るとか、そういう作業は今まで基本的なルールの中に全然なかったんですか。2点お尋ねします。

瀬戸道路建設課長 まず再開の見込みですが、実証実験等を行い、その結果を踏まえてこれから関係者と最後確認を取る作業が残っています。その後、規制当局に今火薬の使用というか消費を止められているので、どのぐらいのスパンで、それがいつ再開できるかにもよりますが、我々としては来月の頭には再開したいと今準備を進めているところです。

2点目ですが、この温度を測ったり時間を測ったりという点ですが、これまでの作業規定上はそういったところまでは定めていません。それはトンネル一般として、そういうルールは定めていません。

穿孔——穴を掘る作業についても、一度に複数箇所、今回でいうと20か所掘るので、掘った後すぐに火薬を入れるわけではありません。通常、穴を掘っていった順番に火薬を設置していけば、十分低い温度の状態では火薬を入れられるため、基本的にはなかなか起こりにくい事故です。ですが今回、さきほど御説明したとおり、

穴を掘る時間が異常にかかったために熱を持ってしまった温度が下がり切る前に、火薬を設置したのが原因と考えています。

実際に穴を掘るのに非常に時間がかかったのは個別の要因と考えていて、地底との兼ね合いとか使用している機材との相性とか摩耗具合、そういったところに起因するのかなと考えています。通常であればなかなか起きないことが今回起きてしまったということで、今後特にこの工事においては、温度管理などもどこまでできるかも含めて検討して実行したいと考えています。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、次に⑥の報告をお願いします。

石和河川課長 令和5年6月30日からの梅雨前線豪雨災害対応の進捗状況について御報告します。資料の44ページを御覧ください。

まず、(1)公共土木施設、県管理分の復旧状況です。資料左側の表の一番下、合計欄を御覧ください。

査定件数266か所に対して1月末時点で118か所、率でいうと約44%の工事を発注しています。今後、3月末時点では258か所、率にして約97%の工事発注を予定しています。

次に、45ページを御覧ください。

(2)改良復旧事業の進捗状況です。まず①災害関連事業、小野川についてです。昨年12月15日に事業採択され、工事箇所のうち原形復旧箇所については3月に工事発注を行っています。改良復旧箇所については、用地の協力をもらいながら河道の拡幅工事などを進めています。

続いて②緊急地すべり対策事業、畑倉地区及び緊急砂防事業、露木川・高内川についてです。これらの事業については、地すべり観測などの安全管理を徹底しながら令和6年度の完成に向けて進捗管理を行ってきます。

引き続き、被災した方が一日も早く安心して暮らせるよう復旧・復興に取り組んでいきます。
太田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

委員の皆様この際、ほかに何かありませんか。
高橋委員 今年1月1日の能登半島地震ですね、半島部において地震が起きて、道路が半島をぐるっと回っているためかなり孤立した村というか、地区もあったと。海辺が隆起して船が着けられない、狭いためにへりも降りられない状況になった。

大分県も佐賀県から南の方——臼杵市、津久見市、佐伯市は、いわゆるリアス式海岸なので海に半島部が突き出たような形で、その半島部の沿岸というか、海沿いをぐるっと回るようにして生活道路があるんですね。臼杵市の場合だと深江地区、その先に泊ケ内という、ちょっと具体的な話になりますが、三村部長とか中村課長は多分分かるかと思います。

以前は車1台がやっと通れるくらいだった道が今片側1車線でも広くなって、だいぶよくなっていますが、生活道路がその1本しかないんですね。これがまた、今言われている南海トラフで大きな地震が来て道路が損傷する、あるいは津波が来て、津波をかぶって道路が使い物にならなくなる可能性があって、そうなるとその先にいる住民の方は避難場所というか、そこから動きようがなくなる状況なんですね。地震ではないですが、去年8月の台風のとくに実はその泊ケ内の方に行きましたが、片側1車線が完全に塞がれるような形で、法面が崩落している部分がありました。

今回も道路災害事業がありますが、本当に今回の能登半島地震を教訓として、そういう半島部の道路の災害対策をどうしていくか。例えば

今言ったように生活道路が1本しかないんですが、どこか避難できる避難道路——ふだんは使わなくても、何かあったときにはそこを使って避難できるとか緊急車両が行けるとか、ちょっと現実的ではないかもしれませんが、そういう対策を今後何か考えられないかどうか。

ちょっとへりを飛ばして何とかというのは難しいですし、津波が来たら港が使えるかどうかも分かりません。あらゆる事態を想定し、被災した人が最小限の形で大丈夫なように、今後いろいろとまた対策を考えていただければと考えています。すみません、時間を取りました。

三村土木建築部長 貴重な御意見、本当にありがとうございます。

本当に教訓となった能登半島地震だと思っていて、我々はしっかり学んでいかなければいけないと思っています。

当然県としては、道路啓開計画でまずどの道路から空けましょうかというところを当然つくっているし、孤立対策で、孤立しそうなところの道路の防災対策も含め、実はしっかりとやっています。孤立する可能性があるところはちゃんと対策していこうという点も手厚くやっています。

確かに委員おっしゃられたように、今回半島部で土がどんと来たところ、つまり半島部の1本道路で、いわゆる土砂対策法上の危険区域がないのかと、そこを今一度洗い出しをさせています。

違った視点で、今までは法面だけど、地すべりで大きく壊れる可能性がある箇所はしっかりと、ちょっと目を当てていこうというのを早速半島部には指示を出しています。ただちょっと時間がかかるかもしれませんが、新しい視点の対策だと思っています。また、避難となってくると防災局とのマッチアップもあります。

本当に教訓となっているので、早速動き始めています。時間がかかるかもしれませんが、しっかりと対応させていただきます。本当に貴重な御意見ありがとうございます。（「よろしくお願いします」と言う者あり）

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないようなので、これをもって土木建築部関係の審査を終わります。委員外議員の皆様は御苦勞様でした。執行部の皆様はそのままお待ちください。

〔委員外議員退室〕

太田委員長 ここで私から執行部の皆様に一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

太田委員長 次に、今の委員での委員会は本日が最後となりますので、委員の皆様から一言お願いします。

〔各委員挨拶〕

太田委員長 それでは最後に、この春で御退職される皆様から一言お願いしたいと思います。

〔三村土木建築部長挨拶〕

〔都瑠建築住宅課長挨拶〕

〔桑田施設整備課長挨拶〕

太田委員長 ありがとうございます。これをもって、土木建築部関係を終わります。執行部は御苦勞様でした。

委員の皆様はこの後内部協議があるのでそのままお待ちください。

〔土木建築部退室〕

太田委員長 これより内部協議を行います。

委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、最後に私から委員の皆様にお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

太田委員長 これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。